

## 公開草案に対するコメントの公表

### 1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」(平成 17 年 10 月 19 日公表)
- 実務対応報告公開草案第 17 号「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」(平成 17 年 10 月 19 日公表)

### 2. コメント募集期間

平成 17 年 10 月 19 日～平成 17 年 11 月 21 日

### 3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成 17 年 12 月 27 日公表)
- 実務対応報告第 1 号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成 17 年 12 月 27 日公表)

### 4. コメント提出者一覧

[ 団体等 ]

	団体名
CL1	日本公認会計士協会
CL2	あずさ監査法人 新株予約権検討グループ
CL3	社団法人 日本貿易会 経理委員会
CL4	社団法人 生命保険協会 経理部会
CL6	日本証券業協会 企画部
CL7	新日本監査法人 業務監理本部

[ 個人 ( 敬称略 ) ]

	名前・所属等 ( 記載のあるもののみ )
CL5	目黒幸二 ( 新日本監査法人 公認会計士 )

## 5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<b>実務対応報告公開草案第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」</b>		
<b>Q1 新株予約権の会計処理をどのように行なうか？</b>		
発行者側 - 失効時 (Q1 1 (3))	米国基準、国際会計基準では、新株予約権は計上時に資本剰余金に計上され、失効した場合でも利益に振替えることはない。但し、当基準によれば新株予約権発行時は純資産の部に計上されるものの、新株予約権の行使時には資本金・資本準備金に振替えられ、失効時は利益に計上されるなど、会計基準差異となることから、見直し願いたい。この点については、当会による純資産の部に関する公開草案でもコメントさせて頂いている通り、従来同様、新株予約権が負債に計上されていた場合は失効により債務性がなくなるという点で特別利益に計上することは整合するが、純資産の部に計上するとした場合、特別利益に計上する積極的な根拠が乏しいのではないかと考えられるという主張によるものです。	失効に伴う利益計上の考え方については、ストック・オプション等会計基準における説明のとおりであり、公開草案のとおりとする。
取得者側 - 取得時 (Q1 2 (1))	新株予約権の取得の対価として、金銭以外の資産を提供する場合も、新株予約権の取得価額は時価で測定されると思われる。この場合、当該新株予約権の時価と、拠出対象の「金銭以外の資産」の簿価に差があるとき、当該差額は当期の損益として認識するのか、その処理科目とあわせて、考え方を示してもらいたい。	新株予約権の取得の対価が金銭以外の財産の場合、当該新株予約権は金融商品実務指針に基づき時価で測定され、その差額は差額が生じた期において取得の対価となる財の種類等に応じた表示区分の損益に計上されるべきものと考えられる。 なお、本実務対応報告では、全体のバランスを考慮し、取り扱わないこととする。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>取得者側 - 譲渡時 (Q1 2 (2))</p>	<p>譲渡した新株予約権の受取対価が当該発行会社の株式である場合においても、受取対価が当該発行会社の株式以外である場合と同様に、譲渡した新株予約権の帳簿価額と時価（譲渡した新株予約権の時価よりも受取対価の時価の方がより高い信頼性をもって測定可能な場合には、受取対価の時価）との差額を損益に計上すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>新株予約権の権利行使時に帳簿価額で株式に振り替えるのは、新株予約権の取得から権利行使までを、新株予約権の募集事項に基づく一連の投資行動として捉えた結果である。しかしながら、新株予約権を発行会社に譲渡しその対価として株式を受け取った場合は、行使に伴う払込金額がゼロのため新株予約権の募集事項に基づく権利行使には該当せず、あくまでも新株予約権の譲渡とその対価としての発行会社株式の取得と考えられる。したがって、新株予約権への投資は時価でいったん精算されたものと捉え、この時点において時価との差額を損益として認識すべきである。</p> <p>なお、本取引により当該新株予約権の発行者側においては自己新株予約権を取得することとなるが、これについて Q2 では、自己新株予約権の取得を、新株予約権者との損益取引と捉えている。発行会社において資本取引と認識されないものについて、新株予約権者において新株予約権の行使（行使に伴う払込金額はゼロ）とみなすことは、整合性を欠くものと考えられる。この Q2 における発行者側の処理との整合性を確保するためには、本コメントにおける処理になるものと考えられる。</p>	<p>新株予約権に取得条項が付され(会社法第 236 条第 1 項第 7 号)、当該取得条項にもとづき、発行会社に新株予約権が譲渡された場合には、新株予約権者の権利行使というよりは、発行会社による権利行使という側面が強いため、コメントのとおり、新株予約権譲渡に際しての受取対価の種類に関わらず、その差額を損益に計上する取扱いに修正する。</p>
<p>取得時の会計処理 (Q1 1(1)、2 (1))</p>	<p>発行者・取得者における当初認識の「時価」を、金融商品会計実務指針上の時価としているが、ここに言う時価とは「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」に照らすと、「公正な評価単価（公開企業）」による評価が該当することになると思われる。しかし、同会計基準（案）では、未公開企業について「単位当たりの本源的価値」の使用も規定している。</p> <p>本実務対応報告においても、未公開企業が新株予約権を発行した場合の、その発行者・取得者の当初認識「時価」の概念として「単位当たりの本源的価値」の考え方を追加してはどうか。例えば、未公開企業が発行する新株予約権としては、未公開企業が、コンサルタント企業に対し、サービスの対価として「新株予約権」を提供すること等も想定される。このような場合の、発行者・取得者の認識価額の考え方と併せて追加説明願いたい。</p>	<p>本公開草案では、ストック・オプション等会計基準の適用範囲に含まれる取引を適用対象外としており、同会計基準では「自社株式オプション」を財貨・サービス取得の対価として付与する取引を適用範囲としているので、コメント中の例示は、ストック・オプション等会計基準の適用範囲に含まれるものと考えられる。</p> <p>また、公開草案の内容は、単位当たりの</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>本源的価値の使用を妨げるものとはなっていないので、公開草案のとおりとする。</p>
<p>時価以下発行</p>	<p>時価発行については記載されているが、時価以下で発行される有利発行の場合の処理についても明瞭示願したい。(時価との差額を損益認識するのか)</p>	<p>有利発行をした場合の会計処理については、金融商品実務指針やストック・オプション等会計基準との整合性の観点から、損益を認識することになると考えられる。</p> <p>なお、本実務対応報告では、全体のバランスを考慮し、取り扱わないこととする。</p>
<p><b>Q2 自己新株予約権の会計処理をどのように行なうか？</b></p>		
<p>時価の著しい下落への対応</p>	<p>自己新株予約権を対応する新株予約権の帳簿価額を超える価額で取得した場合以外であっても、当該自己新株予約権の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価により帳簿価額を付け替え、当該差額を当期の損失として処理することが適当である。</p> <p>(理由)</p> <p>Q2 では、自己新株予約権の保有時の会計処理として、その資産性を認めた上で、表示上の問題として相殺表示が実態に即しているとされている。そのように考えると、自己新株予約権の時価の下落による損失処理が必要であるか否かの判断は、資産評価の妥当性の問題として捉えるべきものであり、新株予約権の帳簿価額との関連性はないと考える。すなわち、当該資産の時価が著しく下落したか否か及び回復する見込みがあると認められるか否かの2点によって判断すべきもので、自己新株予約権の取得価額が新株予約権の帳簿価額を超えるか否かによっては影響を受けない。</p> <p>例えば、対応する新株予約権の帳簿価額が100であるとき、取得後に時価が40まで下落し、回復する見込みがあると認められない自己新株予約権について、取得価額が101である場合には61を当期の損失として処理する必要があり、取得価額が100である場合には60を当期の損失として処理する必要はないとするのは、後者の場合であっても前者と同様に、その後売却された時点で自己新株予約権処分差額が生じる可能性が高いことを考慮すると、合理的ではないと考える。</p>	<p>自己新株予約権について、処分されないものと認められる場合の処理との整合性の観点から、損失として処理する額を、対応する新株予約権の帳簿価額を超える額とする。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	減損対象を「対応する新株予約権の帳簿価額を超える価額で取得した自己新株予約権」に限定している理由について、追加説明願いたい。	
親会社の発行する新株予約権の子会社による取得	「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」では、子会社が親会社の発行する新株予約権を取得することが想定されているため、取得者側の会計処理として、このような場合における「単体決算」「連結決算」それぞれにおける、会計処理・表示方法について、追加説明してはどうか。	個別における処理・表示については、公開草案で示した取得者側の会計処理を行うことになる。 連結における処理・表示については、親会社又は連結子会社が発行した新株予約権をそれぞれ自らが保有している場合には、個別の場合と同様、自己新株予約権として処理することとし、それ以外の場合には、連結会社間の債権と債務の相殺消去に準じて処理することとする。これらの取扱い、本実務対応報告において明記する。
科目	会計処理の Q2 自己新株予約権の会計処理について、株主との資本取引ではなく、新株予約権者との損益取引とのことで、消却・処分したときの差額を損益として計上するとされている。この場合には、どのような科目で処理すべきであることを明示願いたい。	「自己新株予約権処分益・損」、「自己新株予約権消却益・損」を例示する。
<b>Q3 新株予約権付社債の会計処理をどのように行うか？</b>		
一括法適用	<p>「Q3 新株予約権付社債の会計処理をどのように行うか？」の回答中、転換社債型新株予約権付社債の説明について、「募集要項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと」との記載があります。</p> <p>会社法第 287 条においては、新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったときは、当該新株予約権は消滅すると規定されておりますが、新株予約権の権利行使に関する事務処理上の観点から、実務上、社債の償還に先立って新株予約権の行使期間が満了するよう、商品設計</p>	コメントの例示の場合、「社債が単独で存在する期間」が実務対応報告の趣旨を逸脱しない限りにおいて、それを転換社債型新株予約権付社債として取り扱うことは問題ないと考えられるが、コメントどおりとした場合、その趣旨が曖昧となるおそれ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>されております。このため、社債が単独で存在する期間が生じることとなり、上記の転換社債型新株予約権付社債の説明の内容を満たさなくなることとなります。</p> <p>つきましては、上記の転換社債型新株予約権付社債の説明について、「社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと」という記載内容を、例えば、「新株予約権が社債から独立して存在し得ないこと」に変更していただきたく、お願い申し上げます。</p>	<p>があるため、公開草案のとおりとする。</p>
	<p>「Q3 新株予約権付社債の会計処理をどのように行うか？」の回答中、「新株予約権について取得事由を定めている場合には、新株予約権が取得されたときに社債も同時に償還されること、かつ、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に取得されること」との記載がされております。</p> <p>このうち、前段の「新株予約権について取得事由を定めている場合には、新株予約権が取得されたときに社債も同時に償還されること」についてですが、発行会社によっては、転換社債型新株予約権付社債を買い入れたのち、転換社債型新株予約権付社債として第三者に譲渡し処分するという場合もあり得ますので、例えば、「新株予約権について取得事由を定めている場合には、社債が消滅するまでに取得した新株予約権が消却されること」というように、記載内容を変更していただきたくお願い申し上げます。</p> <p>また、後段の「社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に取得されること」についてですが、発行会社が自己新株予約権のみを第三者に取得させることもあり得ることから、取得のみではなく、当該新株予約権が消却（会社法第276条）され、消滅することを要件とすることが必要ではないかと考えられます。また、転換社債型新株予約権付社債の社債要項において繰上償還を定めている場合は、当該繰上償還日に先立ち、新株予約権の行使期間が終了させる例も多く、その場合は新株予約権の取得や消却ではなく、消滅するということになります。これらを勘案し、例えば、記載内容を「繰上償還されたときに新株予約権も繰上償還時までに消滅すること」に変更していただきたく、お願い申し上げます。</p>	<p>コメント前段の例示のように、取得及びその譲渡が可能とされている新株予約権付社債についても、「社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと」に該当する可能性があることは、その趣旨に鑑み、明らかと考えられる。</p> <p>また、後段の例示については、コメントのとおりであり、「消滅」に修正することとするが、実務対応報告において、あらゆるケースに対し、個別具体的に言及することは困難かつ適当ではないと考えられるので、この部分は、限定列挙ではなく、例示であることが明らかとなる表現に修正する。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
発行者側 - 権利行使時	<p>旧商法では、従前の転換社債型新株予約権付社債について、社債の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込む金額が同額でなければならず（旧商法第 341 条ノ 3 第 2 項）、また、通常の新株予約権の行使と同様に、新株予約権の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計が新株の発行価額とみなされるとされておりましたが、会社法では、これらの定めがなくなり、新株予約権が行使されたときに資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額について、発行時に一括法を採用している場合は、当該転換社債型新株予約権付社債の社債金額とされることとなっております。この場合、会社法第 283 条（1 株に満たない端数の処理）に基づいて、端数の部分については、切り捨てる、現金で償還する、株式時価で返済する、のいずれの方法も採り得ることとなりますが、いずれの場合においても、社債金額（発行価額）から上記 から に基づき交付された金額を控除した額が、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替えられるものと理解しております。ついては、その旨を実務上の取扱いに明記していただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>会社法第 283 条によれば、新株予約権の行使に伴う払込金額は、端数相当額も含めて払い込まれることとなる。したがって、端数の存否に関わらず、一旦、全額が資本金又は資本金及び資本準備金に振り替えられ、その後、端数相当額については自己株式の消却に準じて処理することが適当と考えられる。</p> <p>なお、会社法によれば、新株予約権付社債については、社債の償還金の一部により、新株予約権の行使価額の払込みがされたものとし、償還金の残りを金銭で交付するという取扱いも可能となっているものと考えられる（この場合は会社法第 283 条の適用対象外）。</p> <p>以上のとおりであるが、本実務対応報告では、全体のバランスを考慮し、取り扱わないこととする。</p>
取得者側 - 権利行使時	<p>転換社債型新株予約権付社債の取得者側の会計処理では、現行どおり、転換社債型新株予約権付社債の簿価は新たに交付される株式に引き継がれることから、新株予約権の権利行使の際は、損益が発生しないものと理解しております。ついては、その旨を実務上の取扱いに明記していただきたくお願い申し上げます。</p> <p>併せて、強制転換タイプの転換社債型新株予約権付社債につきましても、権利行使の際は、同様に、損益が発生しないものと理解しておりますので、これについても、その旨を実務上の取扱いに明記していただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>まず、権利行使時の取得者側の会計処理については、追記する方向で検討したい。</p> <p>また、強制転換タイプについても、権利行使時の処理は、通常どおりと考えられるが、実務対応報告において、あらゆるケースに対し、個別具体的に言及することは困難かつ適当ではないと考えられるので、公</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		開草案のとおりとする。
<b>Q5 外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理をどのように行うか？</b>		
振当処理 (Q5)	会計処理 Q5 及び設例 2 で「会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債…」について振当処理及び、為替のヘッジ(公正価値ヘッジ)について再考、検討をお願いしたい。	外貨建基準との関係で、外貨建転換社債型新株予約権付社債の換算方法を変更することによる帰結であり、また、換算方法の変更については、主として、会社法(第 284 条第 1 項)における考え方の明示によるものであることから、公開草案のとおりとする。
<b>その他</b>		
会計方針の変更	本実務対応報告の適用は、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」の適用等、他の新会計基準の適用と複合的に関連した形で、会計方針の変更として取り扱われることになると思われる。実務上の混乱を避けるため、本実務対応報告上で「会計方針の変更」に関する取扱を明示してもらいたい。	本実務対応報告には、「会計方針の変更」に該当する部分と、そうではない部分が並存しているため、一律に定めることは困難である。したがって、「公表にあたって」において整理する。
株式無償割当て	会社法では、新たに、株式無償割当てに関する規定が創設されたところでありますが、この割当て時における発行会社側及び取得者側の会計上の処理の考え方について、教えていただきたくお願い申し上げます。	株式の無償割当ての会計処理については、本実務対応報告の適用範囲としていない。なお、発行者側の会計処理については、自己株式等に関する会計基準の適用指針において触れられている。また、取得者側の会計処理については、金融商品会計基準等の定めに従うことになると考えられる。



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
種類株式	<p>旧商法において認められていた種類株式のうち、義務償還（買受）株式（商法第 222 条第 1 項第 3 号又は 4 号）が取得請求権付株式（会社法第 108 条第 1 項第 5 号）のうち取得の対価を現金とするもの、転換予約権付株式（商法第 222 条ノ 2）が取得請求権付株式（会社法第 108 条第 1 項第 5 号）のうち取得の対価を株式とするもの、強制償還（買受）株式（商法第 222 条第 1 項第 3 号又は第 4 号）が取得条項付株式（会社法第 108 条第 1 項第 6 号）のうち現金を対価とするもの、強制転換条項付株式（商法第 222 条ノ 8）が取得条項付株式（会社法第 108 条第 1 項第 6 号）のうち株式を対価とするもの、とそれぞれ置き換えられておりますが、発行会社側及び取得者側の会計処理はそれぞれ従来どおりと理解しておりますので、その旨を明確にさせていただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>コメントに掲載されている種類株式の会計処理については、本実務対応報告の適用範囲としていない。なお、種類株式について、名称のみの変更で経済的実質が同一ということであれば、会計処理は従来どおりと考えられる。</p>
<p><b>実務対応報告公開草案第 17 号「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」</b></p>		
自己新株予約権	<p>実務対応報告公開草案第 16 号では、自己新株予約権の会計処理を定めている。但し当第 17 号では自己新株予約権の会計処理は定められていないため、明確にした方がよいと思われます。</p>	<p>自己新株予約権は会社法において新たに明示されたものであり、また、会社法施行日前に発行の決議のあった旧商法による新株予約権を取得した場合の自己新株予約権について、会社法施行日後においては実務対応報告第 16 号を適用することを同実務対応報告において明確にする。</p>
形式	<p>会社法施行日前に旧商法に基づいて発行決議のあった外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理は、実務対応報告公開草案第 17 号とは別に現行の実務対応報告第 11 号に定められている。今回実務対応報告第 1 号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」に所要の改正を行った上で実務対応報告公開草案第 17 号にするとされており、実務対応報告第 11 号は今回の見直しには入っていないため、会計処理の適用時に実務対応報告第 17 号、第 11 号のいずれを適用するかに関して実務上の混乱を生じる懸念があるためである。</p>	<p>公開草案第 17 号は、実務対応報告第 1 号の改正であり、実務対応報告第 11 号の適用範囲と重複する定めは含まれていない。したがって、公開草案のとおりとする。</p>